

## 消費者被害注意情報

201806号

### 天皇陛下のご退位に便乗した商法に注意！

～アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ちかけられたという相談が寄せられています～

#### (相談事例 1)

1週間前に知らない業者からの宅配便が届き、開けてみると皇室の写真集だった。注文した覚えはないし、送り状や契約書も見つからない。(90歳代女性)

#### (相談事例 2)

休日に実家に帰り、床の間に積んである未開封の荷物を見つけた。父親(80歳代)に聞いてみると、以前電話で「皇室のアルバムを買わないか」と勧誘され了解したようだ。父親は「要らない」と言っており、今からでも解約できないか。

(相談者は息子)

#### 県消費者センターの対応

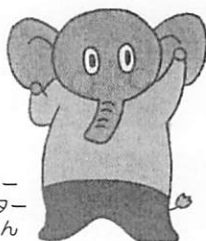
相談事例1では、県消費者センターから業者に問い合わせたところ、「ダイレクトメールを送り、本人から電話で注文があったので代金引換配達で送付した」との説明がありました。相談者には、そのような覚えはなく、現在、解約交渉中です。

相談事例2では、法令で定められた契約書面が交付されていなかったため、息子さんが代わりにクーリング・オフ(契約解除)手続きを行い、業者へ商品を着払いで返送しました。

#### ここに注意！被害防止のポイント

- [1] 電話で勧誘を受けたときは…
  - ◆購入の意思がなければ、すぐに断りましょう。話を聞いてしまうと、断りにくくなります。
- [2] 注文していない商品が届いたときは…
  - ◆代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。宅配業者に迷惑がかかることはありません。
- [3] 家族の中でのルール作りも有効
  - ◆「誰が注文したのかわからない荷物は受け取らない」などと決めておくのも一つの方法です。

困ったときは  
すぐに相談！



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん

トラブル相談は  
消費者ホットライン

局番なしの

188

泣き寝入りはいやや

お近くの消費生活センター等につながります